

令和2年度（2020年度）外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金交付要綱

（目的）

- 1 この補助金は、経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実を図ることを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号（以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

（補助事業者）

- 2 補助事業者は、市町村、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者のうち、経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者及び当該外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し看護師となった者（当該試験合格後1年以内の者に限る。）（以下「外国人看護師候補者等」という。）の受入施設として、国際厚生事業団（JICWELLS）の審査・選考に合格し、受入希望施設として登録された施設の設置者とする。

（補助事業等）

- 3 補助事業は、2に掲げる補助事業者が1に掲げる目的のために行う次の事業とする。
 - （1）日本語習得支援事業
外国人看護師候補者等に対し、日本語学校等への就学や日本語講師の招聘など、外国人看護師候補者の日本語能力を向上させるために行う事業
 - （2）就労研修支援事業
外国人看護師候補者等に対する国家資格の取得に向けた研修が適切に実施されるために行う事業

（補助対象経費）

- 4 3に掲げる補助事業の対象経費は、別表の第2欄に掲げる経費とする。

（補助金交付額の算定方法）

- 5 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - （1）別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄附金等その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

（補助金の交付申請）

- 6 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下「保福様式」について同じ。）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - （1）事業計画（実績）書（保福第339号様式）
 - （2）事業計画（実績）書（保福第1の2号様式）
 - （3）申請（実績）額算出内訳（保福第340号様式）
 - （4）対象経費の支出（予定）額内訳（保福第341号様式）
 - （5）経費の配分調書（保福第1の18号様式）
 - （6）事業予算書（保福第1の20号様式）
 - （7）資金収支計画書（保福第1の32号様式）（申請者が市町村の場合を除く。）

（補助金の交付）

- 7 補助金は、規則第15条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（交付の条件）

- 8 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
 - （1）規則及び本補助金交付要綱に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
 - （2）補助事業等の内容を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、補助対象経費の額の10パーセント以内であるときはこの限りではない。
 - （3）補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
 - （4）補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - （5）補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
 - （6）この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
 - （7）（6）の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の

- 決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。
- (9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (10) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (11) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む）を重複して受領したとき。
- エ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (12) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (13) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を得ないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (14) 知事の承認を受けて前項の財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。
- (15) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (16) この補助金と補助対象事業に係る証拠書類等の管理について、次によるものとする。
- ア 補助事業者が公共団体及び民間事業者である場合は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について、証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助対象事業の完了する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- イ 補助事業者が市町村である場合は、補助対象事業に係る及び決算を明らかにした別記第1号様式による調書を作成するとともに、当該歳入及び歳出について、証拠書類を整備し、かつ当該調書及び証拠書類を当該補助対象事業の完了する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (17) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、別記第2号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
- なお、知事に報告があつた場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を道に返還させることがある。
- (18) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (19) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

（補助金の交付決定内容等の変更）

- 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に6に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

- 10 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- (1) 補助事業の進捗よく状況を記載した書類（廃止の場合を除く。）
- (2) その他参考となるべき書類

(実績報告書)

- 11 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。
- (1) 事業計画（実績）書（保福第339号様式）
 - (2) 事業計画（実績）書（保福第1の2号様式）
 - (3) 申請（実績）額算出内訳（保福第340号様式）
 - (4) 対象経費の支出（予定）額内訳（保福第341号様式）
 - (5) 事業精算書（保福第1の31号様式）